【製造所又は営業所の設備の概要図】

|  |
| --- |
| 製造所・営業所の平面図 |
| 製造所・営業所の所在地 |  |
| 製造所・営業所の名称 |  | 電話　　　（　　　　） |
|  |

（注意）

１　製造業

（１）工場全図に毒物劇物作業場及び貯蔵所を朱書すること。

（２）毒物劇物作業場については詳細に記入すること（床面の種類、廃液の処理方法、有害ガスに対する施設等）。

（３）すべてを記載できない場合は別紙のとおりとし、別紙を添付すること。

２　輸入業

（１）営業所の平面見取図を記入すること。

（２）毒物劇物貯蔵所を朱書すること。

|  |
| --- |
| 製造所・営業所への案内図 |
|  |